質疑応答書

令和８年10月29日

事業者　各位

会津若松市長　室井　照平

令和８年10月26日付で質問のありましたことについては、下記のとおり回答します。

記

案件名　　図書館システム機器等賃貸借

質問内容が多項にわたるため、次ページに記載します。

	質問事項	回答
1	納期について 　本件は、導入業者がすでに決定している案件のため、納期遅延等発生の際の責任は納入業者にあり、リース会社に責任は無いとの認識でよろしいでしょうか。 　また、仮にリース会社に納期責任がある場合、受注者の責によらない不可抗力により納期遅延が発生した際は、賠償請求や違約金請求等無く、賃貸借期間（56ヶ月）は変更せず開始時期を遅らせる等の協議に応じていただけますでしょうか。	仕様書５(6)のとおり、機器搬入や設置については、リース会社の責により納入期限まで行っていただきます。なお、令和８年10月27日付質疑応答書№６にあるとおり、機器の搬入等の業務について、賃貸人が他者に再委託することは可能です。 また、納期遅延が発生した際には、その原因・状況等を勘案し、協議いたします。
2	仕様書第５項（２）長期継続契約について 　歳入歳出予算の減額又は削除があり、契約を変更又は解除することとなった際は、残リース料等支払の協議に応じていただけますでしょうか。	事案が発生した場合に、協議いたします。
3	賃貸借終了後の機器撤去について、撤去前に配線取外し・床や賃貸借物件以外の機器等からの取り外しのあと、１箇所にまとめたものを引揚げる認識でよろしいでしょうか。 また、１階設置又はエレベーター使用可能なフロアからの搬出の認識でよろしいでしょうか。	受託者において２階の図書館及び中２階の書庫から機器を取り外し、撤去していただきます。また、一時保管場所として、中２階書庫を使用していただきます。各階でエレベーターは利用可能です。
4	データ消去作業は機器の撤去後、弊社連携業者先での作業でよろしいでしょうか。	データ消去作業は、生涯学習総合センター内、中２階の書庫にて実施していただきます。 なお、受託者が第三者に委任する場合は、契約書中、標準賃貸借契約約款第３条第２項の規定により、あらかじめ書面により発注者の承諾を得ることとなります。 ※承諾願・承諾書様式 　別紙１：再委託承諾願 　別紙２：再委託承諾書
5	データ消去作業が完了したことを証明する報告書について、消去方法等が確認できれば書式は任意でよろしいでしょうか。	書式は任意で可能です。ただし、仕様書中、５賃貸借の内容(8)の記載のとおり、全てのデータを復元が困難な状態にし、データ消去作業が完了したことを証明する報告書を提出していただきます。
6	契約書（案）第８条（契約不適合責任）について 　本件は、導入業者がすでに決定しており、導入対象機器も指定のため、契約不適合責任についてリース会社は免責との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本件業務の受注者に、導入対象機器にかかる責任はありません。
7	動産総合保険は、保険金額が賃貸借期間経過に応じた時価となるものとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

8	本件、仕様書に保守の要件等の記載がないため、機器の保守は含まない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	他の応札者との資本関係及び人的関係の有無について、参加者の意思を確認することができないため、開札後の第一落札候補者の審査の際に貴市にて確認する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	賃貸借契約書（案）第11条（不可抗力の損害による契約の終了）について 天災その他の不可抗力事由による物件全損の際、代替品の提供が不可能であるときは契約終了としたものとみなす。とありますが、契約終了となった際は、残リース料等支払の協議に応じていただけますでしょうか。	事案が発生した場合に、協議いたします。
11	過去に予算の減額または削除により契約が解除され、残リース料が支払われなかった事例はありますでしょうか。	過去において、実際に契約を解除または変更したケースはありません。
12	契約書（案）第16条（発注者の任意解除権）について 「契約の履行が完了するまでの間、17条又は18条の規定ほか必要があるときは契約を解除することができる」とありますが、契約を解除となった場合に受注者に損害をあたえた場合は、解除の事由が受注者の責任に起因しない場合、残リース料等の支払いについて協議に応じていただけますでしょうか。	事案が発生した場合に、協議いたします。

（別紙１）　　年　　月　　日

会津若松市長　室井　照平　様

所在地
商号
代表者職氏名　　印

賃貸借契約に関する再委託について

年　　月　　日付で締結した下記賃貸借契約に関する業務の一部について、再委託を行いたいので承諾願います。

記

１　賃貸借の名称
　○○賃貸借

２　再委託する業務内容
・
・

３　再委託の理由
　○○のため

４　再委託期間
　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

５　再委託先
⑴　商号又は名称
⑵　氏名又は代表者の職・氏名
⑶　所在地
⑷　再委託予定金額

（別紙２）

第　　号
年　月　　日

（受託者）
○○　株式会社
代表取締役　　様

会津若松市長　室井　照平

賃貸借契約に関する再委託について

年　月　日付けで申請のありました業務の再委託について、下記のとおり条件を付して承諾します。

記

１　契約件名
　○○賃貸借
２　再委託の内容

３　再委託の相手方
　⑴　商号又は名称
　⑵　氏名又は代表者の職・氏名
　⑶　所在地
　⑷　再委託予定金額
４　再委託の承諾の条件
　⑴　受託者は、再委託の相手方に、この承諾に係る契約の履行を第三者に一括して請負わせてはならない。
　⑵　再委託の相手方による再委託に係る業務の履行により、本市に損害を与えたときは、受託者が本市に対する賠償の責を負うこと。
　⑶　契約の目的物について、再委託の相手方による再委託に係る業務の履行に係る部分にかしがあったときは、受託者が契約の規定によるかし担保責任を負うこと。
　⑷　再委託にあたって、受託者は、再委託の相手方に対する対価の支払い等について適正な取扱いを行うこと。
　⑸　再委託の相手方がこの承諾の条件に違反したときは、この承諾を取り消すものとする。この場合において、受託者に損害が発生したとき、本市は一切の賠償の責を負わない。